

# 子ども医療費の受給要件となる 市税などの納付はお済みですか？

問合せ／子育て支援課  
内線2444

市では、「子ども医療費(児童・生徒)」として、小学1年生から中学3年生までの医療費助成を行っています。受給には、市税などの完納が要件になりますので、**3月31日(火)までに完納してください。**

## ■受給要件

- ①平成26年度までの市税(市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)、国民健康保険税を完納していること
  - ②平成26年度までの保育料(保育園・学童保育クラブ)を完納していること
  - ③所得の申告をしていること
- ※納付状況は、領収書などで確認してください。

審査の対象者は、子の保護者として家計の中心者と、その配偶者です。納期限後の完納や分割納付している場合でも、要件を満たせば受給資格を得ることができます(受給期間が短くなります)。詳しくは、ご相談ください。

## ■受給期間

現在、使用している受給資格者証の有効期限は、5月31日(日)までです。6月1日(月)からの受給資格者証は審査後、5月中旬以降に個別に送付します。毎年、登録申請手続きがありました。が、現在の受給資格認定者は自動審査のため、必要ありません。

## ■医療助成優先

- 次にあげる児童には、各制度が優先となります。
- ・生活保護法による医療の扶助を受けている児童
  - ・児童福祉法に規定する小規模住居型児童療育事業を行う者または里親に委託されている児童
  - ・市の「重度心身障害者医療費」の支給を受けている児童
  - ・市の「ひとり親家庭等医療費」の支給を受けている児童

# 4月12日(日)は、 埼玉県議会議員一般選挙の投票日です

問合せ／選挙管理委員会  
内線2851

投票日時／4月12日(日) 午前7時～午後8時  
開票日時／4月12日(日) 午後9時～  
開票場所／市民体育館

## ■期日前投票をご利用ください。

投票日当日に、仕事や冠婚葬祭、旅行、病気などの理由で投票所に行けない人は期日前投票ができます。

### 【期日前投票所の受付期間及び時間】

- ◇市役所 4月4日(土)～11日(土) 午前8時30分～午後8時
- ◇ふれあいプラザ 4月4日(土)～11日(土) 午前10時～午後8時

## ■不在者投票

長期出張などで、期日前投票期間中も投票に行くことができない場合は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。郵送でのやり取りに時間がかかりますので、早めにお問い合わせください。

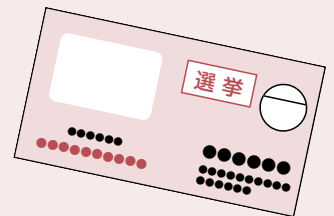
また、不在者投票所として指定された病院や老人ホームに入院、入所している人は施設内で投票ができます。

## 《今回の選挙から入場券が変更になります》

世帯ごとに、封書で入場券をお送りします(封書には、世帯全員の入場券が入っています)。

入場券の裏面には、期日前投票に必要な宣誓書が印刷されています。期日前投票をする際には、事前に宣誓書に必要事項を記入のうえ、お持ちになると受付がスムーズです。

なお、入場券が届かなかったり、紛失した場合は、投票所の係員にお申し出ください。入場券の二重発行による不正を防ぐため、郵送などでの入場券の再発行はしていません。



# ファイナンシャルプランナーによる 生活改善型納税相談(無料)

問合せ／収税課  
内線2243

税を滞納してしまった人を対象に、ファイナンシャルプランナーによる生活改善型納税相談会を開催します。ライフプラン全般を見直し、安定した生活と計画的な納付に結びつける方向性をいっしょに考えることができます。

と き／3月22日(日)  
午前9時～正午、午後1時～4時  
ところ／収税課

相談方法／ファイナンシャルプランナーによる個別相談  
(1人につき1時間まで、6人まで(先着順))  
申込み／電話または直接、収税課へ(事前予約制)